

北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金
令和8年度 団体活動助成募集要項

～子ども・若者の「経験・体験・育ち」をささえる活動を応援します～

1. 助成事業の趣旨

子ども・若者が、その置かれた状況により経験・体験に格差が生じている現状に対し、それらの格差を埋める一助となるように、子ども・若者が参加することで将来の夢や目標へのきっかけとなる、次に掲げる（１）～（６）をねらいとした A～G の活動を実施・提供する団体に対し助成をします。

【ねらい】

- (1) 地域の信頼できる大人との出会い
- (2) 多様な人（モデル）との出会い
- (3) 多様な文化、価値観との出会い
- (4) 夢中になれる、熱中できる、没頭できることとの出会い
- (5) 真剣に取り組むことができることへの出会い
- (6) 素晴らしい書物、作品等との出会い

【活動】

- A. 居場所、遊び場などの活動
- B. 学習支援活動
- C. キャリア学習・職業体験などの活動
- D. ふれあい・交流活動
- E. ワークショップ・体験活動
- F. 課題を抱える子ども・若者への支援活動
- G. A～F のほか、子ども・若者の育つ力をささえる活動

2. 対象団体

北区を主な活動拠点とする、次の条件をいずれも満たす団体

- (1) 3 名以上のメンバーが活動する団体
- (2) 連絡責任者は満 18 歳以上であること
- (3) 反社会的活動を行う団体ではないこと

3. 申請の対象とならないもの

(1) 行政やほかの団体から助成を受け、費用的に充足している場合

※すでに助成を受けている団体でも、不足した部分については審査により対象となる場合があります。

(2) 企画・運営を包括的に他の団体等に委託した活動

(3) 領収書などにより証明ができない経費

(4) 営利、政治、宗教を目的とした活動

(5) 公序良俗に反する活動、反社会的行為につながる活動

4. 助成金額

1 団体あたり 30 万円を限度に、審査によって金額を決定します。

5. 対象となる活動期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日まで

※原則として単年度の助成です。

※3 月下旬に交付決定、4 月下旬に交付を予定しています。

※助成金の入金前であっても、令和 8 年 4 月 1 日以降の費用については助成の対象となります。

6. 申請期間

令和 7 年 11 月 4 日（火）～令和 7 年 12 月 12 日（金）17 時まで（必着）

7. 申請方法

「北区社会福祉協議会 子ども・若者応援基金団体活動助成申請書」に必要事項を記入のうえ、北区社会福祉協議会あてに郵送もしくは持参ください。

※持参の場合、土日祝日はご提出いただけません。

※控えとしてコピーをお手元に保管してください。

※提出いただいた申請書は返却できませんので、予めご了承ください。

※郵便事故等につきましては当会では責任を負えませんので、予めご了承ください。

※申請にあたって不安がある方、申請書の書き方がわからない方は、個別のご相談をお受けしますので、お問い合わせください。

8. 選考等

(1) 選考方法

①一次審査【書類選考】

提出書類をもとに書類選考を実施します。

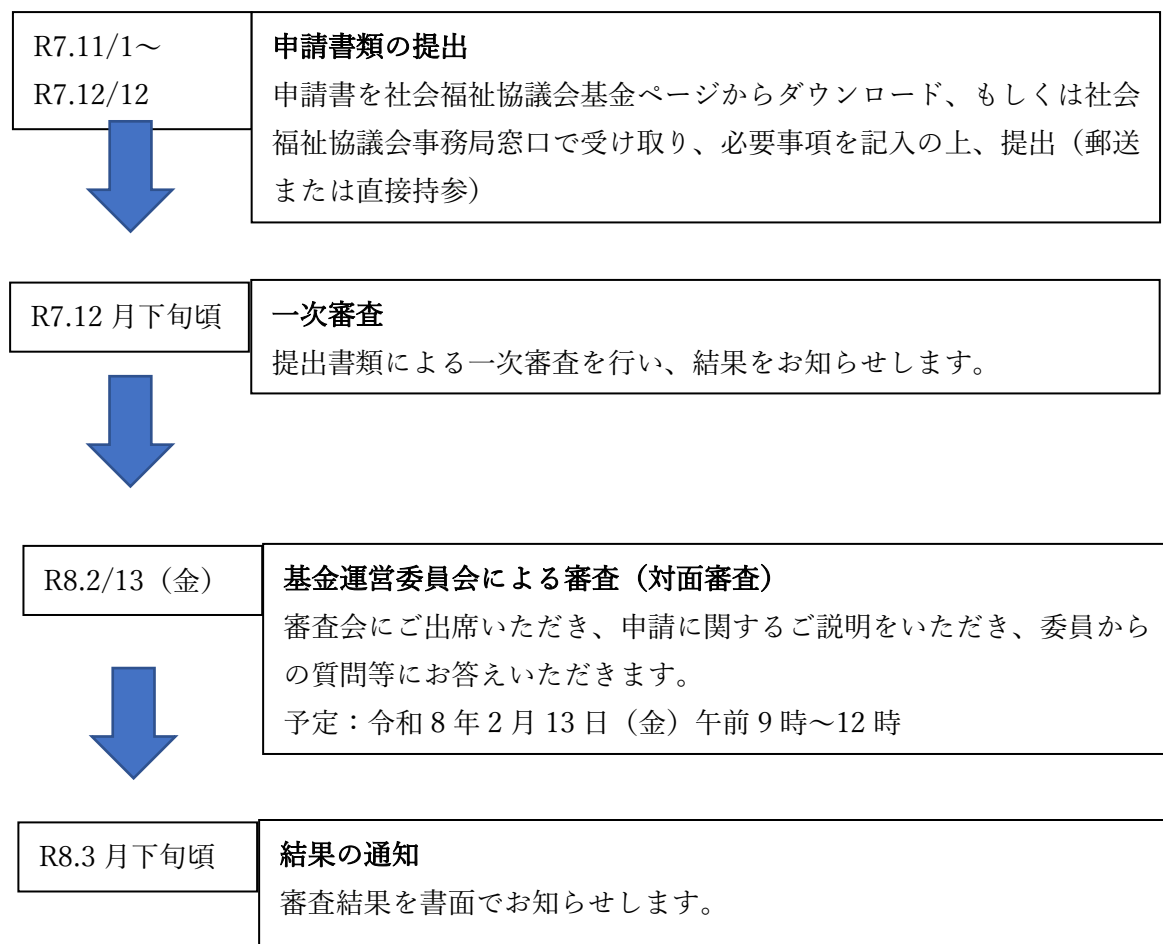
②基金運営委員会による審査

活動内容の説明及び委員からの質問等に回答いただき、助成の適否および助成額を審査します。

審査会 日時 令和8年2月13日（金）9：00～12：00（予定）

会場 北区社会福祉協議会を予定しています

<申し込みから結果通知までのスケジュール>



(2) 選考基準

- ① 申請活動の目的と計画が明確であり、本助成の趣旨に合致していること
- ② 申請活動が子ども若者の「経験・体験」を広げ、成長の一助となる効果が想定される活動。
- ③ 申請活動を通じて、子ども・若者同士や地域とのつながりが広がることが想定される活動。
- ④ 申請活動を通じて、子ども・若者の育つ力をささえる活動についての地域の理解が広がり、支援者を増やす可能性がある活動。

9. 活動の報告及び精算

- (1) 助成を受けた方は、取り組んだ活動内容に対する成果報告として、当該年度中に活動が終了次第速やかに所定の報告書にて北区社会福祉協議会あてに活動報告を行っていただきます。(令和9年4月9日(金)締切)

- (2) 助成金に残金が発生した場合は返還していただきます。

※活動期間中、必要に応じて、活動に対する相談、報告書作成に関するアドバイスを実施させていただきます。

10. 助成金の返還請求

次の(1)～(3)に該当する場合、状況、理由を確認のうえ、助成金の返還を請求させていただきます場合があります。

- (1) 申請された活動内容の一部または全部が履行されなかった場合
- (2) 活動の報告が、令和9年4月9日(金)までにされなかった場合
- (3) 申請された活動内容に必要な経費以外の目的で助成金を使用したと判断される場合

11. その他

助成は原則単年度となります。次年度も助成を受けたい場合、申請は行えますが再度の審査があります。

12. 申請先

〒114-0021 東京都北区岸町 1-6-17

社会福祉法人北区社会福祉協議会 子ども・在宅福祉サービス係 吉田/永瀬

Tel : 03-3905-6653 e-mail : kodomo@kitashakyo.or.jp